

## 一般事業主行動計画（第3期）について

愛知県農業共済組合は、「すべての職員について仕事と生活の調和を応援すること」を経営の理念の一つとし、職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組むための行動計画（第3期）を次のとおり策定します。

### 愛知県農業共済組合 行動計画（第3期）

#### 1 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

#### 2 内容

##### 【計画Ⅰ】 超過勤務時間数の削減、年次有給休暇等の取得の促進

###### 《目標》

職員の心身の健康等の増進及び長時間労働の抑制を図るため、週1回のノー残業デーを実施するとともに、年次有給休暇等の取得日数を1人平均10日以上とする。

###### 《対策》

・令和2年4月～

原則毎週水曜日をノー残業デーとし（実施できない部署においては、週1回はノー残業デーを設ける。）、グループウェアの掲示板により全職員に対する周知・啓発をおこなう。

年次有給休暇の取得についてグループウェアの掲示板により全職員に対する周知・啓発をおこなう。

毎月、部署ごとにノー残業デーの実施状況、年次有給休暇の取得状況、超過勤務時間数の実績の確認と報告を求め、超過勤務時間数が多い部署及び、年次有給休暇等の取得が少ない職員にあっては、所属長へ改善と取得の励行について対応を求める。

##### 【計画Ⅱ】 育児及び介護の支援制度（諸規則）の周知と理解

###### 《目標》

育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、研修会を実施する。

###### 《対策》

・令和2年4月～

全職員に対し、関連する諸規則を周知し、子育て及び介護支援の内容の理解を深め、意識改革を図る。